

平成 28 年第 5 回平取町議会定例会 （開 会 午前 9 時 3 0 分）

議長 皆さんおはようございます。平成 28 年第 5 回平取町議会定例会の開催にあたりまして、川上町長から発言を求められておりますので、これを許したいと思います。川上町長。

町長 （あいさつ）

議長 ただいまより平成 28 年第 5 回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は 12 名で、会議は成立します。
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 12 条の規定によって、7 番井澤議員と 8 番四戸議員を指名します。
日程第 2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、6 月 21 日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8 番四戸議員。

8 番 四戸議員 8 番四戸です。本日召集されました第 5 回町議会定例会の議会運営等につきましては、6 月 21 日に開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては、本日 6 月 28 日から明日 6 月 29 日までの 2 日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長 お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日 6 月 29 日までの 2 日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日 6 月 29 日までの 2 日間と決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。監査委員より平成 28 年 4 月分及び 5 月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高西部消防組合議会、平取町外 2 町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第 4、行政報告を行います。平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長 それでは、平取町教育行政に関する報告をいたします。はじめに、学校教育事業に係る小・中学校の現況についてご説明申し上げます。本年度、町内小学校及び中学校の第 1 学期は 4 月 6 日に始業式を終え、すでに 3 か月が経過しよう

としており、1学期も終盤に入ろうとしております。平成28年度における児童生徒の状況にありましては、学級編制協議に係る基準日であります4月10日以降若干の異動がございましたけれども、5月1日現在におきまして、小学校5校あわせて272名、中学校2校で134名、合計で406名となっております。このうち特別支援学級への入級者は小学校8名、中学校2名となっております。児童生徒の総数では前年度より小学校で8名の増、中学校では11名の減となっているところでございます。教職員体制といたしましては、校長5名、教頭4名が新たに赴任となり、あわせて一般教職員につきましても、すべての学校において異動がありましたけれども、児童生徒及び保護者、地域とも積極的に信頼関係を構築することに努力され、各学校における指導体制は築かれているところでございます。町単独採用となります特別支援教育支援員につきましては、小学校4校、中学校1校においてあわせて11名を配置しているところでございます。また本年度における全国学力・学習状況調査につきましては、4月19日に実施されたところでございますけれども、当町におきましても全学校参加するとともに、実施後速やかに、自己採点を行うなかで各学校における課題等の分析、把握に努めている状況でございます。各学校におきましても、自己採点結果をもとに、家庭学習の定着、読書活動の推進、ノート指導などを含めた学校改善プランの見直しについても、取りかかっているところでございます。なお詳細な結果が国より公表され次第、議会にもご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。次に各学校行事につきましては現在まで計画どおり実施されてきております。小中学校の修学旅行、中学校での体育祭、また小学校における運動会におきましても、今月19日までに終了したところでございます。なお、体育祭、運動会におきましては各議会議員の皆様にもご多忙のところ、ご参観いただきましたことに感謝申し上げるところでございます。また、振内中学校校舎耐震補強及び改修工事につきましては、改修工事、屋内体育館改築工事につきましては、現在、校舎のほうの2階普通教室の改修がほぼ終了し、生徒は2階に戻って授業を受けているところでございます。工事につきましては2階のランチルームから図書室にかけて施工中でありますけれども、1学期が終了後、職員室を2階に移し、夏休みから1階の改修工事に取りかかる予定となっております。屋内体育館の改築工事につきましては現在基礎工事を行っているところであり、スケジュールとしては順調に進んでおります。工期につきましては校舎、屋体とも11月30日までとなっております。また文化財課におきましては、4月26日から5月29日まで沙流川歴史館企画展、豊糠8遺跡発掘調査成果展を実施し、その後ふれあいセンター、振内町民センターと移動展示を行っておりまして、現在貫気支所において移動展示を行っているところでございます。社会教育におきましては、キッズチャレンジTHEあぐり、小学生に農作物の生産過程を体験してもらい、食の大切さを感じてもらうという事業でございますけれども、第1回目として、5月の28日紫雲古津地区の水田におきまして田植えの体験を行い、小学生35名の

参加があったところでございます。また5月9日には平取町自治振興会の総会を、6月7日には平取町生涯学習委員会の第1回会議を開催しております。社会体育におきましては、小学校1年生から3年生までを対象とした、遊びを中心とした体力づくり、リトルラビットスポーツクラブを本町・貫気別・振内地区ですでに開催しております、3地区合計で50名の子どもたちが参加をしているところでございます。それ以外にも、年間事業計画に沿って事業を順調に実施してきているところでございます。以上、教育行政にかかわる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。11番千葉議員を指名します。

11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。先に通告してございます二風谷地区の全体整備計画について、大きく分けて3項目程度の項目になると思いますけども、ご答弁を求めているというふうに考えております。まず最初に、びらとり温泉を含めたファミリーランド全体の整備計画についてお尋ねしたいと思います。承知のとおり、新しく温泉施設、びらとり温泉ゆからがオープンして、旧施設のあり方とか、その他もろもろ、取り壊してすっきりさせるのか、あるいは再整備をして利用者を募っていくのか、その辺が私の目にはいまだはっきり映っておりません。そのことについても、答弁を求めたいというふうに思っております。温泉のほうは、平成26年7月にオープンして以来我々が予想していた以上の集客がありですね、特に地方から宿泊も含めて利用していただいている人が相当数増えてきているというふうに理解しておりますけども、ただ、ファミリーランド上がって、元の駐車場の目の前に旧温泉施設が、あるわけでございますけども、以前に議会としてもですね、中を見ながら、施設の様子も見学してきましたが、いずれにしても、特にあの旧施設は放置できないのかな、前にも議場でも確かこの扱いについてさまざまな意見が飛び交ったと思いますけども、いまだ将来的にどうしていくのか、はっきり私には目に映っておりません。やはり整備を進めていくということは、リピーターがまたここに来たい、ここの施設を利用したいということで、やはり目線に飛び込んでくる古い施設がやっぱりそのまま既存の施設が残っているということになると、やはり私は好ましいことではないというふうに思っております。それから、スケート場、これも以前から議論があるところなんですけども、できた当初も残念ながら公認の距離を有するスケート場ではないということもあり、なかなか利用していく利用者が増えてこない、増えてこないどころか、近年はほとんど利用されていないというのが現状であります。これらについても、解体するのか、別な利用を求めて模索していくのか、その辺もまだいまだ議論がはっきりしていないことがあります。

	今後のファミリーランド、二風谷のファミリーランド全体の整備計画の考え方について、一定のご答弁を求めて最初に答弁を求めたいと思います。
議長	観光商工課長。
観光商工課長	ただいま質問ありまして、千葉議員からの質問の関係につきまして、ご説明したいと思います。平成26年の7月にグランドオープンいたしまして、びらとり温泉につきましては、非常に堅実に伸びてきているということで、平成27年度の宿泊数と日帰り客の合計実績につきましては、12万6414人ということで、前年比約115%というカタチで伸びてきております。現在におきましてはびらとり温泉施設の大規模な改修という計画はありませんけれども、これからお客さんの声を聞きながら、新規利用者の裾野を広げながら、そしてリピーターを確実に増やしていけるよう、整備も進めていきたいというふうに考えております。それと、旧温泉施設につきましては、質問の中にもありましたけれども、本年2月の産業厚生常任委員会の中でも旧びらとり温泉施設活用会議、プロジェクト会議という会議の中での意見について説明させていただきました。また、本年5月18日には、産業厚生常任委員会の委員の方につきまして、実際に現地も見えていただきまして、温泉の現状というカタチも見えていただきました。こういった部分の中で、意見の中で大広間を倉庫として活用していくという方向性はあったんですけども、テント、コンロ、コンテナ等観光関係の資材を集約し利便性が図れるため、外観の整備も含め一度見積もりを出したわけだったんですけども、多くの金額がかかっておりまして、現在はまた再度協議検討を重ねて、旧温泉施設については重ねて検討しているというところがございます。スケート場につきましては、現在、基盤がひび割れて盛り上がりたりしておりまして、危険箇所が増えて現在は使えない状況というふうになっております。こういった状況におきまして、施設を再利用するにしろ、施設を解体していくにしろ、非常に大きなお金がかかってくるという状況ではあります。現在使われてるカタチにおきましては沙流川まつりの第2駐車場というカタチで、実際使われてる部分はあるんですけども、ある程度限定的な部分ということでございまして、こういった状況のなかで観光施設の整備と充実というのは非常に観光の中では、課題でもありますけれども、重要な施策というふうに捉えておりますので、二風谷ファミリーランドの全体整備計画として、また、第6次平取町総合計画との整合性をみながら、維持管理及び計画的な施設の改修計画の検討を早急に進めていきたいというふうに考えております。
議長	11番千葉議員。
11番千葉議員	今、観光商工課長のほうからご答弁いただきましたけれども、いまだまだ検討続けていくのかなと、まあ多額の費用もかかるのかな、これはもう十分に我々理

解はしてるんですよ。ただできることから進めていくことと年度を追ってやらなくちゃいけないことと、区分けが私みえてきてないんですよ。議論はされてるんですよ。第6次の発展計画、町の計画にのっとってって言いますけども、私は特に建物の部分というのはですね、年々放置してくれば、例えばの話ですけども、火災の心配が出てきたりですね、夏場のほうでしたら、例えばオートキャンプも最盛期に入るわけですから、いろんな人が、散策したり歩いたりするなかでも、なにかこう、大きな事故とかにつながらないのかな、そういう心配もあります。ですからまずは、旧温泉施設のあり方、方向性一つあげてもですね、やはり具体的に、方針を進めて、この年度にはこういうふうやっていくよというものは、もう明示されていいのかなというふうに思っております。まだ見てみたら、中の厨房施設もそのまま放置されてますし、それから寄贈されたものなのか購入されたものかちょっと区分けわかんないですけど、温泉として利用してたときにある、まだ書籍というか漫画本を含めてですね、それもそのまま放置されてる。それから寄贈していただいた、木彫りの壁かけもされてる。これは本当に好ましいことではない。まず中のものから整理を早急に始めたらどうでしょうか。それとやっぱりこれはもう新しい温泉施設ができる前から議論のあったところでございますけども、浴場、お風呂のですね、あの石はもったいないと。これは新しい温泉施設ゆからできる前の準備の段階でもいろんな方からお話もいただいておりますけども、これもですね、やはり解体していくのであれば、再利用の方法も、もうそろそろオープンしてから2年ぐらい経ってくるとですね、考えていかないといけないのかなというふうに思います。温泉の成分で石灰質とかカルシウム質、カルシウム分ですか、それが白くラインになってついてる部分というのは、今はちょっと調べてみましたら薬剤でほとんどきれいに取れるそうです。多少のお金と時間がかかっても、元どおりの石に近いような状態にできるということであれば、例えばの話ですけど、その石をですね、もう非常に貴重な石も中にはあるということなものですから、それをやはり温泉施設と絡めて遊歩道つくったり、一つの提案ですけども、あるいはもっとほかの利用の仕方があるのであれば、それをやっぱり生かして、あの石をやっぱり何とかしなくちゃいけないというふうにも思ってますけども、どうでしょうかね、この年度を追ってもう中のものから整備して、建物の解体とか生かす部分、倉庫として使っていくよ、イベントの機材も入れたいんだよっていう意向が固まったのであれば、やはり解体に向けたですね、残す部分と、解体していく部分の区分けをしっかりと明示していただきたい。屋根の上にはまだ旧、古いソーラーですか、それも非常に大変な解体のときの足手まといになる設備があるわけですけども、それらも含めてですね、ただお金がかかるからなかなか前へ進めないということだけではですね、私はこのファミリーランド全体の整備、いかがなものかなというふうについていつも心配をしてるわけでございます。スケートリンクの話もちっと課長のほうから今答弁ありましたけども、実はあのスケートリンク場もですね、スケート場も本来であればア

スリートの人たちが公認で利用できるものとしてスタートしてれば、まだまだ利用価値が私はあったと思うんですけども、残念ながらちょっと中途半端なもので終わって、なかなか冬期間であっても、思うような利用がなかったのかなというふうに思ってますけども、一部私もちょっと写真撮ってきてありますけども、解体含めて、コンクリートが浮いてるとこ、確かにあるんですよ。それで、イベントのときの駐車場としては使ってるんですけども、実は沙流川まつりのイベントのときはですね、駐車場として、雨のときあそこコンクリートですから、ある程度いいんですけど、ただその出入りの道路がぐちゃぐちゃの状態で、せっかくあそこに駐車場あってもお客さんのほうからいやこれはもう車せっかく乗り付けても泥だらけになって帰ってくなってしまう、実は不評もいただいて、私個人的にもいただいております。ですから駐車場としてもし利用していきたいということであれば、建て込んでフェンス解体して、コンクリート、例えばの話ですけども、そのまま生かしていくのであれば、そんなにお金をかけないでもですね、イベント用の臨時駐車場として、その方向の整備やっぱり必要かなというふうに思ってます。どうでしょうか、年度追って整備していくような考え方があるのかなのか、もう一度ですね、特に旧温泉施設の浴場の石も含めた考え方について、お伺いしたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

ただいまの考え方ということで、私なりの考え方なんですけども、年度計画、確実に今年しよう、というふうにやるという指針的な部分の中では、正直言っってははっきり言える部分ではないんですが、ただやれることからやってくという部分の中で、先ほどありました文庫本、漫画の本なんですけども、これについては図書館のほうに寄贈するというような方向で今考えております。そして絵とかですね、そういった絵画につきましても、結構立派な作品でございますので、そういった部分とか、あとびらとり温泉で所有してるものとかもちょっと散在してる部分、またややごみ的な部分もありますので、そういったやっぱり中のやれることから整備をして、きちんとしたかたちで一度は整備したいなというふうには考えております。また温泉の浴場の関係の石なんですけども、ちょっとこれはちょっと私が今どうこうというかたちのは今持ってはいないんですけども、やっぱりうまく活用できるというものがあるんでしたら、そのまま使えればということはあるんですが、これが本当に全体を含めたなかでやっぱり考え方が統一しないと難しい問題ではないのかなというふうに考えております。あと、スケートリンクにつきましては、考え方含めましてファミリーランド全体整備計画という中の面的とらえ方の中で進めて、駐車場につきましては、ほかの第1駐車場とかも結構雨降るとどうしてもぬかるんだりとかほかのともありますので、そういった面の整備も含めながら、一緒に考えていければというふうに思っております。以上でございます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

わかりました。また再質問してもこのことはなかなか先へいかないのかなと思ってますけど、とにかく私としては、早急にですね、できることから、具体化して整備を進めていただきたいということだけはしっかりと申し上げておきたいなというふうに思ってます。それと近年ファミリーランドで沙流川まっりのイベント、これはもう大変好評いただいてですね、町内外から、多くの人、来ていただいております。そんななかで、私も、あるいは来てくれてるお客さんのほうからも言われてることがちょっと2、3点ありまして、一つはやはり、野外ステージ、特にヨサコイの関係とか、あるいは歌手の方を招いてのトークショーとか、歌を披露したりということではちょっとステージとしては、私はもうちょっとしっかりしたものを、これも言ってしまうとお金がかかることだよというかたちのなかでは私も認識はしてるんですけども、やはりちゃんとしたものをやっぱり用意していただきたいなというこれは私の意見というよりも町民とか町内外から来ている方の意見として出ております。それから、野球場として野球場のグラウンドとしての利用価値でございますけども、私は、本町の緑が丘のほうにですね今野球場、球場整備して、照明の議論もいろいろ喧々諤々あったなかで、私はそういったものを利用客というのはほとんど、年何回か私ちょっと具体的な中身のこと存じていないわけですけども、それであれば、私は、本町の緑が丘をおもいっきり整備して、そのあとでも結構ですので、やはりファミリーランドのグラウンドというのは、思い切ってどうでしょうかね、イベント広場的なものとして、私は変えていったほうがファミリーランド全体ですね、利用者が非常に便利に使っていただけるのかなというふうに思ってます。このステージとか、野球場含めた考え方も、この際ですので、ご答弁を求めたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

最初にありました沙流川まつりにつきましての野外ステージの関係につきましては、ちょっと私も実際のステージの状況というのが今まで担当してなかったものですから、外から見ているような感じでございまして、こういった、ステージの作成というか作る分のなかでも結構金額がかかるというふうには聞いておりまして、沙流川まつり全体の運営やそのステージだけじゃないという部分もあるところございますので、そういった全体含めてみながら、考えることかなというふうに思っておりますので、意見を拝聴させていただきました。あと、野球場につきましても照明ということで、そういった意見が前いろいろあったのかと思うんですけど、現在、野球場はその施設としては利用していないということでございますので、これの利用価値といえますか、これもイベント的な

ものの広場として使ったらどうか、検討したらどうかということも、意見賜りましたので、このファミリーランド全体の計画の中の部分として、検討させていただければというふうに考えております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですね、あげれば実はきりがないくらい私も目にとまるところがあるんですけども、何かこう具体的に一つずつ動き出してる、お金だけの問題でないですね、これは予算だけの問題でなくてアクションとるかとならないか、そんなに多額の費用かけなくてもやれるところからやっていこうという姿勢があればですね、ぜひ、率先して1年でも早く手をつけていただきたいということでありますのでどうかよろしくお伺いしたいなというふうに思っております。それでは2点目のことでお伺いします。これもファミリーランド内にある施設でございますけど、オートキャンプ場の利用について、あるいは設備等についてですね、お伺いしたいなというふうに思っております。これまでの施設の利用実績、私も資料いただいて見てますけども、あれだけ広大な施設で、立派な施設だなというふうに思ってますけども、そんなにオートキャンプ場を目指して二風谷ファミリーランド来てるというような実績の数字ではないなというふうに捉えておりますけども、このオートキャンプ場ですね、実は私の知り合いというか、私の友だちというか知ってる方が利用したときにちょっと意見をいただいたのでそのこともちょっとお伺いしたいなと思ってます。やはりキャンプ場内での禁止事項、これは大きく入り口のところに看板ありまして、キャンプ場をご利用の皆様へということで出ておりますが、一番最初にキャンプ場内禁止事項の中にですね、ペット類の連れ込みは全くだめですと、いう表示でございます。それから、直火とか花火、カラオケ、発電機、ほか騒音の出るもの、これも当たり前といえば当たり前なんですけど、ただ一つひっかかるのは発電機ということ、やはり逆にとらえると電源設備が思うようにとれないない、ない。ですから発電機をやっぱり持ち込む方が車に搭載していま小さい発電機ありますので、100ボルトの電源ぐらいでしたらいくらでもとってこれるような、低騒音タイプの発電機ありますので、持ち込んできて、これは使えないのかなというふうになってると思うんですけども、あと注意事項というか禁止事項の中で炊事場とかトイレ等の水の流しっ放しとか出てるわけなんですけども、改善していく必要性、これはもう時代の変化とともにアウトドアを楽しむ方の動向が随分変わってきてるなということが、私も個人的にいろいろ調査してみたらあると思います。まず一つはアウトドアを好む方はですね、半数ぐらいの人はやっぱり何らかのかたちでペットを連れ込んできてる。特に愛犬が家族の一員として一緒に外へ出てアウトドアを楽しむ、オートキャンプを楽しむという人が非常に増えてきてる。で、そこへもって来てペット類の連れ込みが禁止ですと。で、中の従業員の方にもちょっと聞いてみたら内緒で連れ込んで来て

る方も何件か、年に見られるよということも正直におっしゃってございましたけども、私は、ピンポイントで今ペットの話になってるんですけども、このオートキャンプ場につきましては、ほかのオートキャンプ場は変えてきてます、大分。まず、やはりドッグランを設けて、ペットを連れ込んで、ペットの、いわゆる動物のアレルギーある方もいますので、区分けをきちっとしたなかですね、あの広い敷地ですから、私はどうにでもなるのかなというふうに、割と楽観的に捉えてるんですけども、これはやっぱりさまざまなキャンプ場とかですね、各自治体、あるいは法人でいわゆる会社として、キャンプ場を設置してる場所何か所かあるんですけども、そういったところをやっぱりよく勉強したほうがいいなというふうに思ってます。これはなぜかという、やはりペット類が全くだめだよということでは、なかなか私は利用者増えてこないというのが一つありますので、動向調査というんですか、近隣の自治体も含めて、捉え方をどうなのかっていうことを、私は十二分に検討する余地はあるのかなというふうに思っております。それとさっき電源の話出ましたけども、発電機は逆に言うと利用させないためには、やはり一定の電源設備っていうのは私今の時代必要としてる人が意外にも多いということも申し上げておきます。それはどういうことかという、やはり昔は不便さを楽しむというか、自然に溶け込んでというのがあったんですけども、今はその野外のオートキャンプ場にしても、一定の設備がないと来ないんですよ。利用者が増えないんです。そのこともちょっと、方向を変えて、検討してもらいたいというのがあります。それはどういうことかという、やはり一つはですね、今、携帯電話からスマートフォンにかわって、あるいはその、私もそうなんですけども、結構タブレットを持って歩いたり、あるいは持ち運びに便利な携帯用のパソコンを持って歩いたり、これは、オートキャンプに来る人、あるいは一般のキャンプ場でも必要とされてるものの筆頭でございますのでね、簡単に言うと、それらを充電したり、使ったりする意味でも、私はコテージというんですか、バンガローというんですか、そのなかだけでもですね、やはり電源の設備はもうないというのは、今の時代にふさわしくないというふうに考えてますけども、このペット類のことと、それから電源、発電機の利用禁止ということも含めてですね、ほかのキャンプ場、あるいはさまざまな情報を調査する意向があるかないのかも含めて、まずもってお答えをいただきたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

オートキャンプ場につきましては、現在平成27年度の利用人数というのをしておりますけども、5546名の利用ということでございまして、前年比11.2%の伸びでありました。現在オートキャンプ場につきましては、先ほどありましたけども、ペットの持ち込みや花火、発電機、カラオケ等そういった禁止事項をつくっております。どうしてもペットの持ち込みになると、ほかのお

客さんとの関係とか、芝生の維持、あと施設の維持管理等に必要なってきたり、また花火についても近隣の牧場のことも配慮していかなければならないのかなというふうに考えて、当初そういった禁止事項を設けたのではないかなというふうに考えておりました。今ありましたけど、近年につきましては、アウトドアの楽しみ方とか、お客さんのニーズもずいぶん多様化、変化してきているということでございまして、考え方として、全面開放とかでなく、部分的な開放とか、そういった区分けをしたりするということも検討できるのかなというふうには考えております。実際そういった、最近の施設につきましては、公的な部分でやってるキャンプ場につきましては、まだペット可というかたちのは少ないようなんですけども、民営とか最新のキャンプ場については、結構一部ペット可というかたちのキャンプ場も増えているというふうに聞いておりますので、そういった実態とか、近隣町村も含めましてですね、調べて、また利用者の要望というかたちのものも一度調査させていただきまして、必要に応じて、検討しながら、受け入れ体制の充実を図っていききたいというふうに考えております。またバンガローの施設につきましては、古いもので、ちょうど平成8年に最初建てたんですけども、非常にそういった部分のなかでは大事に使われていて、そんなに大きな傷みというのは目立たなかったんですけども、どうしても経年劣化してきたりするという部分もございまして、そういった分につきましては、年次計画を立ててきちんとトイレや炊事場も含めたなかでの改修計画というのは必要になってくるのかなと考えております。それで先ほど電源の関係のことがありましたんですけども、これについては、ある程度、早急にできる部分ではないのかなというふうに考えておりますので、5人用のバンガローについては、まだ電源というかたちのものが付いておりませんので、この埋め込みの電源の確認とコンセントの設置ということで、今年度、計画にのせて実施できればというふうに考えております。また全体計画につきましても、そういった維持管理とか施設の解体計画ということで、また優先順位をつけながら、平取町の第6次計画との整合性みて進めていければというふうに考えております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですね、今課長のほうからご答弁いただいたんですけど、それこそできることから、これもやっぱりやっていかなくちゃいけない。当然費用対効果とかさまざまなこと考えていかなくちゃいけないというのは私も、もう十分承知しておることですけども、さしあたり、やっぱり利用者を増やしていく、あの敷地とあの設備でやっぱり5千人ちょっとでは、やっぱりもったいないという気がしてます。逆転の発想というか、うちはもうペットはOKですよと、もうどんどん来てください、愛犬も連れてきてください、逆の発想もですね、私は絶対必要だなというふうに思ってますので、似たような施設も含めて、近隣

の自治体も含めて、調査からまず慎重に、スタートしていただければ大変ありがたいなというふうに思ってますので、今後に期待しております。もう一つ、平取の場合はオートキャンプ場仁世宇にもあるんですけども、あそこも残念ながらペットだめということなものですから、オートキャンプ場のあり方ですね、ファミリーランド含めて、仁世宇も含めてですね、市場調査、そこからスタートして変えられるものは変えていく方向で、ぜひ進めてほしいなというふうに思っております。私も犬を飼ってるわけなんですけども、愛犬家から言わせれば、日ごろ犬を散歩して、連れ出したりっていうのはやっぱりリードをつけっぱなし、いわゆるリードをつけて散歩して歩くというのは、日常の散歩のさせ方、それ以上はしょうもないわけでございますけども、特に札幌とか中心にドックランの設備が非常にそういった意味では、リードをはずして自由に遊ばせることのできる施設ということもですね、最近市場としては、非常にありがたい施設だなというふうに思ってますので、そのことも含めて、ぜひ調査をしていただければというふうに思っております。それでは、3点目のほうにいききたいなというふうに思っております。これは、二風谷地区の活性化戦略というか、ちょっとタイトルが大げさすぎるのかもわかんないですけども、このことについてですね、町独自のアイヌ文化の伝承と交流人口、あるいはその観光戦略も含めた取り組みについて伺っていききたいというふうに思っております。承知のとおり、二風谷地区はですね、平取町の交流人口の拡大のための、拠点、柱であるということは間違いありません。長い年月にわたりまして、北海道の歴史的な流れや自然とかかわってきた平取町独自のアイヌ文化の発祥の地でもございます。この平取町のアイヌ文化を将来につなげていくために、長期整備戦略が今まさに求められているなというふうに思っておりますけども、これもいつも背中合わせとなるのが、国や道の補助金、あるいはその、さまざまな資金を活用しなければ、私は町の予算の中ではなかなか前へ進まないもんだというふうにも理解しております。町として二風谷地区の整備全体像、特に我々いただいているものとしては、整備計画の素案というんですか、平面図とか、このようにいただけてますけども、一定の説明も受けておりますけども、一つはやっぱり前に以前も町長のほうから言われておりました、2020年の東京オリンピックを意識して、国内はもとより、外国のお客さんにもですね、この施設をぜひ訪れてもらおう、この二風谷をぜひ知ってもらおう、この平取町を知ってもらおうということで、一つのきっかけというんですか、それに乗っかっていかなくちゃいけないよという話でございますけども、そうは言ってももう2016年で、あと4年、その中で、今何ができるのかなというふうに、いつも私も考えております。私は白老とか阿寒とか、各地域や地域の特性があって私はいいと思ってますんで、平取町、この二風谷地区のアイヌ文化の推進を含めてですね、観光戦略も含めた中で、今一体何が動いてるのかな、はっきり残念ながら私見えてきてないんですよ。やろうとしてることは理解してはますけども、計画平面図が絵に描いた餅で終わっちゃうのかな、いやそうではないよな、いつ

も私は考えているなかでそのことは思っております。特に地方創生加速化交付金のことも我々議員のメンバーの中で報告があったとおり、これも私個人としても相当期待はしておるんですけども、まず最初にですね、この二風谷地区のいわゆる整備計画全体像の流れについて今後のことも含めて、伺っておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは私のほうから千葉議員のご質問にお答えしたいと思います。二風谷地区の再整備事業につきましては、現在のアイヌ文化博物館と萱野茂アイヌ資料館を結ぶ地域におきまして、二風谷地区のシンボルゾーンを形成することを目的に、平成26年度に二風谷地区再整備基本計画を策定しております。この計画ではアイヌ文化の精神を尊重する整備の実現を目指しまして、本物を志向する施設整備と交流を育む整備に取り組むとともに、文化的景観区域としての調和を目指しまして、文化的施設の見通しとつながりを強めることと、憩いの場の創出に取り組むこととしております。具体的な整備方針といたしましては、まず一つ目が既存のチセ及び付属施設は現状のまま保全をして活用する。それから施設のつながりを分断している現在の中心部の駐車場は広場に改修をする。それから三つ目がですね、国道からエントランスを明確にするとともに、二風谷のコタンの存在が意識できるようにする。それからコタンから博物館等へ入園する指導線を設定する。それから文化的景観を形成するために、園内への一般車両の進入ができないようにする。六つ目が、自然の流水を活用して憩いのある風景を創出する。七つ目に二風谷地区の散策の拠点としての機能を整えるためにフットパスへのアクセスや文化的景観の案内サインを整備するというような方針を立てております。この基本計画を踏まえまして、昨年度実施計画を行いまして、今年度から3か年で事業を実施することとしております。今年度につきましては、北側の駐車場の整備と用地買収、それから補償を行うこととしておりまして、これからですね、北側の駐車場ですから、振内側の駐車場の整備を行うこととしております。来年度につきましては、中心部にあります現在駐車場となっているところの緑地化と、あとせせらぎ公園的な、せせらぎと池の整備、それから案内サインの設置、あと残りの駐車場の整備を予定しております。そして30年度につきましては、トイレ、それからカフェ、東屋の設置とそれに伴います建物の撤去を予定しております。二風谷地区を平取町におけるアイヌ文化の中核としてふさわしい環境とすることで、2020年に白老町に整備されます民族象徴空間の広域連携区域として、新たな交流人口の増加とアイヌ文化の保存伝承、そして振興がますます図られることを期待して事業を進めることとしております。なおアイヌ文化の伝承の関係につきましては、担当の課長から改めてご説明したいと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それではまちづくり課長から二風谷地区の再整備に関する答弁がありました。質問の趣旨としては全体像ということもありますので、アイヌ施策が所管する事業、または観光商工課、あるいは教育委員会の文化財課に関係する質問であると考えますので、必要な分についてお答えをしていきたいというように考えています。質問のとおり二風谷地区については、びらとり温泉ゆからですか、ファミリーランド、あるいは博物館、歴史館、萱野茂二風谷アイヌ資料館、旧マンロー亭など、これまでも世界的なフォーラムなどが開催されて、日常的に平取町と国内外の人々との交流が行われている地域と言えると思います。また、アイヌ文化の保存活動やアイヌ語の普及啓発活動、イオル再生事業の中心地であることや、博物館等の施設も含めアイヌ文化伝承の拠点ともいえる地域であると思います。国が進める象徴空間においては、これまで、町や議会、アイヌ協会、二風谷民芸組合の4者で象徴空間の広域連携区域としての平取の役割を内閣官房のアイヌ総合政策室あるいは文化庁に提案して、この4月には広域連携区域としての平取町の役割について要請を行っております。その中で、平取町の役割としては、伝統的工芸品、アイヌ文化保存活動、アイヌ語教室の活動、イオル再生事業を通じて、アイヌ文化の伝承指導者の育成を行い、象徴空間への人材の提供の役割を果たし、また平取町の町有林や民有林など、広大なフィールドを活用して伝統的工芸品の象徴空間への体験学習に必要な原材料提供する役割を果たすことが可能という、そのような提案要請を行ってきているところです。内閣官房アイヌ総合政策室やあるいは文化庁の回答で共通するところは、白老の問題だけではなくて、機能を分担して連携していくことがアイヌ文化の理解につながり、これがまさしく象徴空間をつくる意義であって、白老だけではなくて、例えば、本物は平取にあり、レプリカは白老というような、そういうような人の流れをつくることを真剣に検討するという回答を得ておりまして、二風谷にどう足を運ばせるかということが国も当町も具体的に検討していかなければならないということだと思います。その中で当町が事務局を担っていますWAKUWAKU協議会の取り組みでは、千葉議員がおっしゃるとおり、2020年の象徴空間では年間の入場者を100万人と目指しておりまして、平取町への影響ははかり知れないものの、オリンピックやパラリンピックというイベントがあって、外国人観光客の増加することが予想され、鶴川・沙流川を一つのゾーンとして、千歳空港、白老、鶴川・沙流川流域に誘客するための取り組みを行っているところです。平成27年度の補正予算で予算を繰り越して実施をします地方創生の加速化交付金では、流域の資源調査や、流域のPRビデオを作成し、広域観光モニターツアーなど、各事業を実施しながら、地域の資源の洗い出しと流域の資源を活用しどのように人を誘客するかを検討することとしています。この中でも、二風谷地区は平取町としても重要な拠点と位置付けられることになると思います。このほか当課で行って

います、実践型地域雇用創造事業の中では、伝統工芸品の裾野を広げるため手軽なおみやげ品となる工芸品や平取では品数が少ないスイーツの新商品の開発なども行っており、また交通の部分でいきますと、観光エリアである二風谷と富川を結ぶための基幹路線、ペガサス号と連携した案内バスの運行が今検討されているというところです。先ほど説明された二風谷地区の再整備計画とあわせて、また前段質疑がありましたびらとり温泉やファミリーランドの施設の充実も含めて、2020年までの取り組みが大きなポイントとなりますが、各施設には英会話が可能な職員の配置もされて、これらの事業を組み合わせながら平取、二風谷への国内外の来訪者数が減らない、逆に増加させる取り組みを進めながら、アイヌ文化の伝承と伝承できる環境づくりを継続的に行っていかなければならないと考えます。以上、長くなりましたが答弁とさせていただきます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

やはり2020年の東京オリンピックを意識して、白老に国立の博物館ということで、ぜひともですね、この我が町平取町にもたくさんの方が国内外から訪れることを期待しておりますけれども、全体像、全体計画像の中で象徴空間の広域関連事業ということで、私も捉えてますけれども、費用的なもの、鶴川・沙流川流域の広域交流圏形成の構築事業、関連事業にもちょっと数字があげられておりますけれども、象徴空間広域関連事業費として2億5千万ほどの数字が出ておりますけれども、この年度を追って予算を計上しながら整備を図っていくというなかで、この2億5千万の中で、すべておさまってしまうのかなっていうのはちょっと私首をかしげるところでありまして、真ん中にアイヌ文化情報センター、ちょうど中心に位置するところにあるわけですが、駐車場整備、それから一定のですね、これを見ますと、水溜りというんですか、ちょっとした池を配置しながらということもあって、おまけにカフェまで具体化されて図面に出ておりますけれども、こういったものの全部すべて含めてこの予算でどうなのかな。今の現状のですね、この象徴空間の再整備、整備の捉え方として、理事者の考え方も、ちょっと伺っておきたいなというふうに思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは今のご質問にお答えしたいと思います。財源のことなんですけれども、今年度につきましては、今のところは道の地域づくり交付金を申請しながら整備を進める予定でございます。事業費につきましては、当初の事業費よりちょっと整備する面積が減りましたので、当初7千万くらいはしか予算組んでたはずなんですけれども、今の段階では用地の補償含めると5、6千万になるんじゃないかなという、ちょっとまだ具体的に精査してないので補償費だとかいろいろ

ろこれから精査しなきゃならない部分がありますので、ちょっと若干減る予定でございます。来年度につきましては、具体的な財源が今探してる状況でございますけれども、ただ面的整備する部分で、国のほうと協力しながら、国のほうである程度一定程度やっていただける部分もございますので、その辺についてはこれから国のほうとも、開発のほうとも協議をしながら、それぞれで分担をしながら財源を確保していきたいというふうに考えております。以上です。

議長

千葉議員。

1 1 番
千葉議員

非常に私も個人的に楽しみにしてますので、どうかうまくですね、いい補助金とか国のお金がまずは見つかることを期待しております。それとこの中で先ほど申し上げました、鵜川・沙流川流域の広域の関係でですね、ちょっとお尋ねしたいことがあります。まずこのいわゆる連携事業ですよね、日高町、平取町、むかわ町の3町の。この連携事業の我々もらってる資料を見ていますと、かなり具体的に踏み込んだ中身が掲げられておりますけれども、いわゆるこの事業というのは沙流川流域とそれから鵜川の流域の関連の自治体の連携によって生まれてくるもんだなというふうには理解しますけれども、最初のこの事業の背景というんですか、建前としてですね、やはり道央圏、特にニセコだとか洞爺湖の有珠山含めたジオパークの関係、それがですね、いわゆる白老とか、この平取町、となりのむかわ町含めて波及効果があるようにということで私は理解しておりますけれども、相当広大な構想の中に平取町が位置付けられてるという理解なんですけれども、以前説明のあったときですね、まずはこの事業の流れ含めて、この流域の資源の調査からスタートして、あと早急にまずできることとかそのアンテナショップの運営というふうにかう、確か掲げられていた事項があると思うんですけども、このアンテナショップについてちょっとお尋ねしたいなというふうに思ってます。このアンテナショップは、むかわ町さんと、我々平取町さん、日高町さん含めての共同のアンテナショップだと思うんですけども、どういった展開をしているのかな、場所はどの辺にあるのかなってということも含めてですね、今後の運営方針も含めてちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

議長

町長。

町長

それでは総論的なことをですね、先に私のほうから申し上げたいと思いますが、鵜川・沙流川のWAKUWAKU協議会の広域観光圏を目指しての取り組みというようなことで、これについてはすでにご承知のとおり、平成27年の5月に、むかわ町、日高町、平取町の3町による、広域観光圏の形成を目指すべく、設立をされておまして、3町には、ご承知のとおり、アイヌ文化やあるいは恐竜の化石などの歴史文化、そしてアイヌ文化博物館等々の施設、温泉、また、

各流域の特産品などさまざまな魅力ある地域資源がございます。そういったなかで、平成27年度は、国からの地方創生の交付金をいただきながら、札幌駅の北口からシャトルバスの運行をしながらですね、こちらのほうに来ていただいているところでございます。また先ほど来お話がございました、東京オリンピックが開催される平成32年には、白老町に民族共生の象徴空間が整備されて、北海道を訪れる外国人観光客の増加も見込まれるところでございます。今後、民族共生象徴空間の白老、新千歳空港、さらには3町のトライアングルをつなぐ観光ルートの基盤づくりをしながら、雇用の創出にもつながることを期待をしているところでございますし、また現在日胆地域の戦略会議ということで、新幹線が3月末に函館まで来まして、北海道新幹線日胆地域の戦略会議がこれらも設立されて、この北海道新幹線を契機にしながら、地域の垣根を越えてですね、日胆の国境を越えて、各地の持つ魅力をかけ合わせながら、地域と人をつなぎながら、一つになってですね、地域を盛り上げるということで、これらも設立しながら、日胆地域に人をなんとか誘致しようというようなことで、広域に活動を展開をしているところでございますので、全体のこういう設立の経過等々については、このような流れでございます。またアンテナショップについては、担当課長のほうからお話をいたします。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

それでは今回の協議会で実施をする事業について、特にアンテナショップについて簡単に説明していきたいと思いますが、今回協議会で実施をする事業は五つの事業がありまして、流域資源調査、PRビデオの制作ですとか、アンテナショップ含めて、五つの事業について公募型のプロポーザルを行って、6月の20日の日にプレゼンテーションを受けて、21日の日に審査会を開いて決定をしたということになっています。また24日には、むかわ町と日高町と平取町の実務者レベルによる計画策定部会を行って、その決定内容について確認をしたということです。これから具体的に決定した業者と各町レベルでの協議というのが、7月1日に改めて企画提案の内容と各町の意向について協議をするということになっていますけれども、今のところ、アンテナショップについては、場所としては首都圏を中心にアンテナショップを一定期間、設定をして、その把握をしたいというようなかたちで考えていますので、具体的にはまた決まりましたら、報告をしていきたいというように考えています。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

今の説明のなかでは7月1日に各町集まって、具体的な協議をしていくというふうに理解したんですけども、アンテナショップって意外とですね、私もいろんな各自治体のアンテナショップとかも東京行ったときとか、今まで何店舗か

こう見てきてるんですけども、まず一つやっぱり場所ですよ。当然どっか一角に入るんであればテナント料の問題もあると思うんですけども、まず、場所が大きくですね、私はこのアンテナショップとして展開していくには、その位置付けというんですか、場所が結構大きなウエートを占めるのかなというふうに思っております。例えば、東京の街中でもですね、首都圏であっても、若い人が好んで行く場所、あるいはその年配の人が好んで行くところ、それから若い人も年配の方も家族連れでも行けるような場所とあって、いろいろあるわけなんですけども、この辺の戦略はですね、やはり3町で十二分に協議をしてですね、逆に言うと多少ですね、私は費用負担があっても、やっぱり良い位置付けで、当然のことながら永久的なもののお店ではないわけですから、一定期間ですね、十二分にこのアンテナショップを活用できるような場所を選定していただきたいなというふうに思っております。7月1日からということで3町の各協議会でも同じような意見が出てくると思うんですけども、この位置付けのなかで、このアンテナショップ含めて、ただ物を売るとか物を紹介するってのはもちろんのことなんですけども、それ以外にですね、やはりパンフレットとかリーフレットとか、できれば外国のお客さんも意識したなかで、これらをやっぱり整備していったほしい。東京都の場合、ご承知のとおり各国からさまざまな方、今観光もそうですけども、結構定住して、住んでる地域も多くございますので、そういった方々含めて、今もうSNSの時代ですから、すぐ情報発信しますんでね、その辺も含めて協議の中でですね、ぜひじっくりとひざを交えて、できるだけ多くの人に知ってもらえるような方策を考えてこのアンテナショップを展開してもらいたいなというふうに思っております。今ちょっと外国のお客さんというか、のことをちょっと意識してのことなんですけども、今現在平取町が出してる、例えばトマトの関係、それから特産品の関係、地域の情報、それから二風谷のアイヌ文化の情報含めて、ホームページ、前に前副町長に聞いたら6か国で紹介されてるっていうんで、じっくり見てみたら、結構、英語を中心にですね、あるいは中国、韓国、それからマレー語とか出てくるわけなんですけども、今後はですね、やはり一つ一つ二風谷の地域、平取の地域にあったものをできれば一つ一つのパンフレットでなくて、まとめたかたちのパンフレットで結構ですので、例えばアイヌ文化とか食材の関係、それからびらとり温泉ゆからの関係、それからアイヌ文化の中では伝統的工芸品に選ばれたアツシとかイタの関係の紹介、それから平取アイヌ文化の歴史的なもの、それから文化的景観の紹介も含めてですね、できれば一冊のもので結構だと思うんですけども、少なくとも外国人向け、日本人っていうか道内外も含めて日本語のパンフレットはもちろんのことなんですけども、それらを意識した展開がどうも私調べてみたら、個別のパンフレットたくさんあるんですけども、紹介されてるものもあるんですけども、何かこう一つにまとめたもので、紹介できないのかな。最低限6か国語までいかなくてもですね、近隣の中国、韓国、それから東南アジアのほう意識したなかで結構だと思うんですけども、やはり、

そういったものを個別に出すんじゃなくてですね、あるんですね、10冊以上あるんですよ、パンフレットというか、紹介されるの調べたら。そうじゃなくて1冊にまとめたもので、できるだけ費用負担も抑えたなかで全部こう紹介できるようなもの、こういったものの整備についてどのように考えてるか、この象徴空間のときには当然いろんな話の中で出てくるとは思ってるんですけども、その外国人観光客とかの入り込みについてもですね、意識した考え方、どのような考え方を持ってるのか伺っておきたいと思います。

議長

副町長。

副町長

それでは、お答えをさせていただきたいと存じます。今ご質問にあったとおり、外国語表記等につきましてはやはり昨今の日本全体もインバウンドの増加といえますか、そういうものに対応する対応策を当町としても検討しなきゃなんというところなんだと思います。特にアイヌ文化等に関しては、質問にもあったように、各分野ごとにおいては、結構な外国語のものが出てますので、その辺まとめてですね、紹介するような、冊子なりホームページ等により見やすいようなものもぜひ検討できればなというふうに思ってます。今WAKUWAKU協議会の中でというようなお話ありましたけれども、先ほど担当課長からもお話あったとおり最終的に3町で、大きな目標として、観光DMOといえますか、いわゆる観光を主に広域的に振興させるような、お互い連携できるような組織の構築が最終的な目標というところもございまして、その辺をどうやるかというのが非常にこれから課題になってこようかと思いますので、今回、地方創生の加速化で発注したもろもろの調査、それからもろもろの試行イベントと言いますか、試行事業を通して、またどれだけやっぱりそういう外国の方が、こういう地域に興味を持っていただけるかというようなことも含めて、あわせて、こういう外国語の表記であり、案内物等もですね、検討していければというふうに思っております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

今副町長のほうからご答弁、ご回答いただいたんですけども、これから非常に大事な戦略だというふうに私も思ってます。結構、私も身近なところで、私の知り合いの方でもですね、ちょっとシシリムカの文化祭、アイヌ文化祭の関係の写真とかをちょっと流したんですね、ネットのほうで。ネットのほうでというか、ラインのほうでちょっと流したら、その子、私の姉の子なんですけどマレーシアにいるんですけども、ほとんどアイヌ文化のこと知らないんですよ。知らないけども、日本っていうのはやっぱりこういう先住民の流れがあって、特に北海道に対する考え方というのはまたちょっとこう興味深いものがあるなという回答ももらいましてですね、ぜひ訪ねてみたいということもありますの

で、そういった情報が少しでもですね・・たちのほうから発信していけば、年月がかかってもですね、二風谷の平取町の観光戦略、あるいはその歴史的な背景の紹介含めて、私はもっと発信のやり方によっては展開がスムーズにいくのかなというふうに思ってますんで、特に国内はもとより、今言ったように、海外のお客様にも知らせて発信していけるような方法を構築していただきたいなというふうに思っております。期待をしております。最後になりますけども、私が、この鵲川・沙流川流域の関係でですね、資料の中では観光客の入込み数が年24万人という数字をあげておるんですけども、これは24万人というのは例えば、どういったことで、まだ漠然とした数字なのか、期待数なのか、あるいは今現状がこうだからその数字をもとに将来この数字なのか、この年間のですね、観光客の入込み数24万人掲げた根拠をご説明いただきたいと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

今回の加速化交付金をいただくための計画書の中の観光の入込み数24万人というのは、総合計画でうたっている数字ということですので、実際のところそれよりも、計画よりも増えているということもありますけども、ベースとなるのは総合計画の目標値をもとにその計画の中に盛り込んでいるということになっています。でするのでその計画にのっている観光の入込み数以外のところも基本的には総合計画に基づいて入れていると、そのように入れたというようになっています。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

なるほどなというふうに思う部分もあるんですけども、ちょっと根拠としては、ちょっと薄いのかなというふうに思ってます。なぜかという日高町もこれホッカイドウ競馬の関係が多いと思うんですけども、年間、これ見たら60万人ですか、上げている数字が。それとむかわのほうはですね、これ見ましたら19万人。まだまださまざまな精査をしていかなくちやこの数字というのははっきりしてこないのかなというふうには思いますけども、問題はこの数字ではぼくはないと思ってるんですよ。こういった数字をずっと継続していくための戦略、これは平取町でやっぱりちゃんとしめていかないといけない。だから先ほど言ったことにつながっていくわけなんですけども、やはり平取町の拠点、いわゆるアイヌ文化を含めた平取町の交流人口の拠点は二風谷にありというふうに私ははっきり申し上げたいと思うんですけども、これも一つの今後の協議だとは思ってますけども、地方から来るお客さんの中で、例えば二風谷、この全体計画さっき津川課長のほうからですね、こっからせめてって今こういうふうにやっていくよという部分の特に平成28年度からこれから楽しみなことで

ありますけども、実はこういう参考までにちょっと申し上げときますけども、例えば、二風谷、これ整備されてこえばですね、博物館、萱野さんの博物館も非常に興味持たれて来る方おりますし、ただ見る資源だけでなくてやはり食材のものが、やっぱりちょっとうすいなというのを正直に意見としていただいております。例えば、荷菜にある農協の直売所ありますよね。あそこは非常にお客さんもちっとまわりも車とめれるスペースあってよりやすいのか、結構な人がお買い物に来てると思うんですけども、そういったものもですね、二風谷、平取町の中心、真ん中である二風谷から発信していけないものかなっていう意見も実は頂戴しております。これはもう農協さんとの協議ももちろん重要なことだと思ってますけども、それとか、もっと極論を言うとせっかくこれだけ整備するんであれば、もう一度原点に返って道の駅的な構想として生まれてこないものかなということも、ちょっと行政の関係の方なんですけども、そういった意見も私個人的に頂戴しておりますけども、さまざまな戦略、よっていただけるような方策というのは、まだまだたくさんあると思ってますけども、全部が全部一つにまとめるということは無理なんですけども、ある程度この博物館周辺の計画の中にですね、やっぱり織り込んでいけるものというものがやっぱりこれを見ると、食材の関係がせっかくいいもの持ってもなかなか、温泉行けば宿泊すればまた別の次元になるんですけども、この地域として二風谷のこの地域として、この博物館周辺計画に基づいた戦略が全く考えてないのか、あるいはこれから考えていく必要性があって、具体的にこのような方法っていうのも、どうなのかなという考えがあればですね、この場でお答えいただきたいというふうに思います。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからお答え申し上げます。平取町はですね、世界的にも評価が高いアイヌ文化資源やブランド産品等、一級品の地域資源がございます。こうした資源を活かしながら、今後、観光をきっかけとする、交流型のまちづくりを進めながら、産業が活性化し雇用の機会をつくる、定住人口の増加につなげていきたいというふうに考えておまして、今年度から観光商工課を設置しながら、しっかりとそういった発信もしていきたいというふうに考えておりますし、また、先ほど来お話ありましたように、平取らしいアイヌ文化の復興の一環というようなことで、二風谷市街地の再整備事業についてはですね、これは、先ほど来お話ありますように、アイヌ文化博物館と萱野アイヌ資料館を結ぶ地域を二風谷地区のシンボルゾーンというようなことで整備を考えて、これらについては3か年で実施することになりますけども、そういったなかで、もう少しやっていくなかでいろんなニーズが出てこようかと思っておりますので、そういった意味で、十分弾力的ななかで協議を進めて、また議会とも相談をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

今日は二風谷地区のかなりファミリーランド含めた大きな地域の質問ということでありましたけども、ご答弁なされた中身についてもしっかりと私も受けとめながらいきたいと思ってます。どうか開かれた二風谷地区のあり方、アイヌ文化を正しく伝えていく地域としてですね、期待をしておりますので、今後とも、またさまざまな計画事項、あるいは方向転換等もありましたらですね、議会のほうにも十二分にご相談いただければなというふうに思っておりますので、改めて答弁を求めません。これで私の質問を終わりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

千葉議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は11時10分といたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時10分)

議長

再開します。7番井澤議員を指名します。

7番
井澤議員

7番井澤です。一般質問予定表の文言と一般質問通告状況の文言が若干違ってますけれども、通告状況の文書のほうでびらとり温泉高齢者無料入浴券の改善についてということで、質問をさせていただきます。書類を見てから、ちょっと失敗したなというところがあったんですが、担当課備考のところ、保健福祉課だけになってますが温泉事業については、産業課、交通手段等のことについては、まちづくり課にかかわることが出てくるかもしれませんので、事情が許せば担当課長、あるいは理事者からの答えがいただければ、幸いかなと思ってる部分があります。それでは、昨年9月の定例議会の一般質問で、高山議員が高齢者の無料入浴事業について、ということで質問をされました。それで、改善を求めて非常に入浴券の印刷、人件費等、あるいは担当者の労務等も考えても、この制度は今温泉側の努力で高齢者等について100円で、1回100円で入浴できる状況で続いているので、この福祉政策ですけども廃止して良いのではないかというふうな、提案をされておられました。同じ時期に、私が昨年秋季担当主幹にですね、温泉の受付窓口の方から相談が寄せられたようなこともあってですね、無料券の男女別の色分けがされていれば、なんというか間違った利用をされる、まず第1番の改善ができるんじゃないだろうとか、そういうことの誤用の防止だとか、1枚ごとに署名をするという煩雑さがあるので、バスで何人かがかためて来られたときの受付のときに、そういう、少なくとも

男女別に分けておくの良いのではないかと、というようなことで、提案をさせていただいておりましたけども、新年度に入りまして、私も高齢者だし、妻も高齢者ですので、妻と私の分が年度当初に間に合うように、3月中に送られてまいりましたけども、何も改善がされていなかったように思われるんですが、この辺については、何か、改善がされたとか、検討がされたのでしょうか。そのことについてまずお聞きしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは井澤議員のご質問にお答えいたします。まずびらとり温泉ゆからは、平成26年7月にオープンいたしました。そのなかで、高齢者の健康増進及び福祉の向上を図る福祉政策の一環として、この事業を実施しているところであります。町として、高齢者の無料入浴券を年間24枚、金額にして、1万800円を給付しているというところでございます。また、町がこの事業を実施することにより、指定業者でありますアンビックスの企業努力によりですね、高齢者の入浴を100円に設定し、企業活動のサービスの一環として、独自に実施している状況でございます。昨年9月の定例会において、高山議員よりご質問がございました。郵送に簡易書留、また印刷など含めて70万程度の経費がかかっているという状況であります。例えば24回分であれば、月2回を無料にする日を設定してはどうかとか、また、それ以後の100円についても、町の福祉の施策で実施したらどうかという提案がございました。これらについても、内部でも十分協議いたしました。また井澤議員より、無料入浴券の誤用防止のために男女別の券の色分けをする、また1枚ごとに名前を記載するのは煩雑さを招くのではないかとということで、ご指摘でございますが、これについてはですね、年度ごとの無料入浴券の色分けをしております。その中でまたさらに男女別の色分けをするということになれば、受付でさらなる煩雑を招くということになりまして、これは今までどおりに実施しているというところであります。名前の記載についても、1人24枚配布してます。そのチェック機能として、1枚1枚に名前を記載していただいているところであります。今回の質問で、28年度において何ら改善されず、従前どおり無料入浴券が配付されたというご指摘でございますが、決してそういうことではございません。指定管理者とも十分協議を重ねた結果として、ベストな方法として前年と同じような実施をしているということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長

井澤議員。

7番
井澤議員

昨年の高山議員への回答の中で、無料入浴券は1847人に配布し、利用は29.4%だということで、金額的には570万円になりますということで、これは町から支出しているということでしたけども、利用率の29.4%という

	のは、１８４７人の人数割りのことでしょうか、それとも、実際に使われた券の枚数を割り返した数字になるのでしょうか。お答えお願いいたします。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	基本的にはですね、人数の把握っていうのはなかなか難しいというところありまして、枚数の率で出しております。
議長	井澤議員。
７番 井澤議員	利用した枚数ということになりますと、利用されない、一切利用されない方も大勢おるということに聞いてますので、使う方は私自身も含めて、私自身も１００％２４枚使わせていただいておりますけれども、実際の利用している人数的な割合でいくと、もっと下がるというふうに考えてよろしいのでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	人数はですね、１万３千人くらい程度使っておりますので、その中で誰が何枚使ったかというのは、ちょっとこちらで調べるのは大変膨大な仕事になるということで、そこまではうちのほうでは調べておりませんので、何人使ったかっていうのは何％使ってるというのはうちのほうではちょっと把握しておりません。
議長	井澤議員。
７番 井澤議員	ですと、これからの質問にもかかわってきますけれども、２９．４％、約３０％というのは実際使った１８４７人の中の割合でいくと、もっと低くなる。あるいは半分くらいになるんじゃないかということも、考えられるんですけども、そのような推計はできませんでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	今この段階ではですね、ちょっとその、どのくらいというのは回答はできないような状況でございます。
議長	井澤議員。
７番 井澤議員	福祉に効率を求めるのはやぶさかなことかと思っておりますけれども、やはり人数が枚数で何枚使われて、それが何％に当たるということよりは、配布した１８４７

	人の中の何人の方が実際使われたということが、特に大事なんじゃないかと思うんですけども、その辺のことについて、今後、煩雑さはあるかもしれませんが、掌握しなければ次の福祉政策につながっていかないように思うんですが、いかがでしょうか。
議長	それについては、今後の対応を待つということで、どうでしょう。次の質問に移ってください。井澤議員。
7 番 井澤議員	これは、温泉指定業者の企業努力で高齢者の方に 100 円の入浴が昨年高山議員が質問されたときも同じですが新年度になっても、この事業が温泉側で維持されていますけども、これについては、温泉を所管している産業課のほうで、長期的にこのサービスが続けられるものなのか、あるいは短期的なものなのか、その辺のことについてわかれば回答ください。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	お答えいたします。この温泉の 100 円のことですが、これにつきましては、平取町がその無料入浴券を配布することにより、温泉が 100 円に設定してるということでございますので、町がそれを実施する限り 100 円というのは続くということでご理解いただきたいと思います。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	この無料入浴券は 24 枚つづりとなっておりますが、旧温泉の場合はですね、こういうピンクのびらとり温泉入館証というのがありまして、高齢者の方は、これを示して入館するということがありましたけども、それで 100 円のサービスで、入館できた、入浴できたということですが、このピンクのサービス券にはそのときの企業努力があったのかもしれませんが、木曜日の日は無料と、高齢者の方、高齢者それから身体障害者手帳所有者 1、2 種の方、療育手帳所持者 A、B の方、それから 4 番目振動病者の方については、毎月木曜日ですから年間でいくと 52 回の無料サービスの日があったんですが、木曜日の日に限定はされてましたけども、旧温泉のときは 52 回の無料サービスがあったんですが、新温泉になったときにこの 24 枚のいつでも使える入浴券になったんですが、サービスとしては質が低下したように私としては思えるんですが、そこはどうお考えでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉	まず旧温泉のときですね、その手帳みたくのをつくりまして、それを実施して

課長	いたというのは、そして毎週木曜日ですか、無料ということでありまして、決して質が、質というかそういうのが低下したということでは考えておりません。基本的に無料入浴券、24枚と、あと障がい者の方も全部無料入浴券、65歳以上の方、それからまたその65歳未満の方でも無料入浴券を発行してるというような状況であります。それ以外にも家族風呂だとかそういうところも軽減しておりますので、決して今おっしゃります質が下がったとか、そういうことでは決してございません。以上です。
議長	井澤議員、一つ、ちょっと注意させていただきますけど、この温泉の無料入浴券の事業についてもですね、予算の中でやっていることでありますんで、先ほどのような、かたちの質問ではなくて、今後についてきちんと、井澤議員の提案があって質問されてると思いますので、なるべくそういう、予算質疑も済んで、予算が通っているというかたちのなかで、今後のなかで、提案することがあれば、そういうかたちのなかで質問展開していただければと思います。
7 番 井澤議員	わかりました。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	私のほうにですね、相談というか、苦情が寄せられているのは、この24枚券、つづり券が高齢者の方全員に配布されてきているわけですけども、車を運転する方とか家族の協力を得られる方とか交通手段の良い場所の方については、それを全部でも24枚使えることできるけども、そういう環境に恵まれていない高齢者については、絵に描いた餅というようなことで金額にすれば24回ですから100円とすれば2400円でありますけども、これが絵に描いた餅ということでですね、利用できない方については大変この不公平感があって、あるということで、私には相談が大勢の方から寄せられてるんですが、その辺のことについては、福祉課のほうとか、担当部局に何か、苦情が寄せられていることはないんでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課長	今のご質問でございますが、温泉まで行くのに交通手段がない方は24枚の無料券をもらっても、絵に描いた餅同様、不公平感を生み出すということでありますが、決してこの無料入浴券に関してはですね、不公平感はないと考えます。決して取り扱いなどに偏ったこともございません。そういうなか、交通手段のない方も基本的にはとなりの方、地域の方々の協力得ながら、実際は乗り合わせて来てる方も多くいらっしゃるということも、聞いております。またうちの保健

	福祉課のほうでそういうのは何件かは来ておりますが、その辺はこちらの事情とその辺をお話して、ご理解いただいているというような状況でございます。以上です。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	回答いただきましたけども、2、3 なのはいくつかの疑問なり不満が担当課にもよせられているということがありますけれども、これは高山議員が質問したことをまた繰り返しますけれども、このときの回答の数字では、71 万という金額が簡易書留で送付することを含めて、費用としてもかかっているということがありますので、そして、私のほうには結構大勢の方から、そういう不満、不公平感があるというようなことがよせられてますので、71 万というと町全体の行政とか福祉行政の中では、それほど大きな数字じゃないのかもしれませんが、具体的に町民の方に、高齢者の方にそういう不満を生んでいるという状況があると思いますので、高山議員もそのときに廃止を求めてましたけども、私としても具体的に町民からの相談があるなかで、これは、大幅な改善か、また廃止のほうがその不公平感を新たにつくったということを解消するためには良いのではないかと思いますので、そのことについて回答いただきたい。
議長	保健福祉課長。
保 健 福 祉 課 長	お答えいたします。昨年高山議員の質問の中ですね、廃止っていうことは言っていないと思います。基本的にこういうふうにしたらどうだっていう提案、意見ということで、伺っております。ですから、井澤議員さんが今ここで廃止してくれということは今回の質問ではいいと思いますが、福祉課としても、当然今後その無料入浴券を効率的な方法を含め、また本年度より事務事業の評価でございます。その中で十分議論させていただいて、今後の進め方について、考えていきたいとそうように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	議事録には確認してませんが、議会広報の高山議員の質問の中では利用券 420 円かける 24 枚を廃して、もっと経費のかからない方法をとることはできないか伺いますというような表現でのってまして、これについては特段議会のほうに記述が違ふというようなことは出ていないと思いますけれども、先ほど高山議員は廃止を言っていないということについては違ふのではないかと思いますので、より不公平感のない利用方法を考えていただきたい。それで、実際の利用できる方と発行枚数からいくと 30 % ぐらいですけども、実質的な人数

	的にいうとそれが多分20%を切るような人数になるのではないかなということが不公平感を生んでるんでないかっていうようなことを危惧しておりますので、その辺について前向きに改善をお願いしたいということです。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。先ほどもお話いたしました。そのなかで今年度より事務事業の評価ということで、今年から28年度から始めます。その中で、これは投資的な経費ではございません。政策的な経費ということになりますが、それも事業評価に入りますので、そういうなかで十分議論してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	井澤議員の質問は終了いたします。6番高山議員を指名します。高山議員。
6番高山議員	6番高山です。先に通告してありますように、町の弔意基準表、弔意見舞金の基準表について何点かご質問させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。まず、1点でございますけれども、現在使われている弔意見舞金のこの基準表に基づいてですね、それぞれお見舞金等含めて、功労者なり、その他ということのなかでいろいろ出されておりますけれども、昨年のこの弔意見舞金等の基準表を使ったなかで、何件の町民にかかわるところでですね、何件の件数があったのかまず1点お聞きしたいと思います。
議長	総務課長。
総務課長	高山議員のご質問にお答えをいたします。昨年度平成27年度の件数であります、60件となっております。以上です。
議長	高山議員。
6番高山議員	この基準表でいきますと、後ほどまた質問させていただきたいと思いますが、それぞれ議員だとか非常勤特別職ということで功労者等についての規定がございますけれども、その他のところに町民というところがございまして、例えば、これらは重複して出しているのかそれとも1万円の方については、そのまま1万円で、被ってですね、重複して出しているということがあるのかどうかということをまずお聞きしたいと思います。
議長	総務課長。

総務課長	お答えをいたします。この弔意見舞金の基準表の中での金額、複数該当する場合、多いほうの金額、従いましてだぶってお出ししているということではなく、金額の違いがある場合は多いほうの金額でお出ししているということであります。以上です。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	それでは、その中でですね、ちょっとお聞きしたいんですけども、これはちょっと町民課長にお聞きしたいんですが、昨年、町民の方で亡くなられた方については、何名の方といいますか何件かかっていうことでもしおわかりになれば、お聞きしたいんですけども。
議長	町民課長。
町民課長	ただいま高山議員からのご質問でございます。こちらのほうで持っていた手持ちの資料がございますので、ご報告いたします。平成 27 年度におきまして、町民の方で亡くなられた方男性が 35 名、女性につきましては 32 名の合計 67 人の方がお亡くなりになっております。以上でございます。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	そのうち、総務課長のほうでですね、今 60 名の方がそれぞれ亡くなられている。で、それは基準表に基づいた見舞金等の支出の件数だと思いますけれども、この 67 名ということで今担当課長からご報告ありましたけれども、この差額ってというのは、俗に言うこの弔意、交際費の中にあるその他のところの実は家族葬だとかそういったところの部分で出していないという数字だということ、ちょっと単純にはいかないですけど、大体そういう具合の感じだということ、理解してよろしいですか。
議長	総務課長。
総務課長	高山議員おっしゃるとおりであります。以上です。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	それではもう一つ、ちょっと確認をしていきたいんですけども。実は私昨年の春から町議になったんですけども、そのときに議会事務局から、27 年 3 月 12 日改正後の議会例規集というやつをもらってるんです。この中にはですね、実は一番最後に、これ弔意見舞金の基準表というのがここに書かれていま

す。私が一般質問のためにですね、先般総務課長からいただいたものの中に、その他のところに、実は手を加えてあるというか、もともとあったのかどうか分からないですけれども、議会のくれた最新版のものよりもさらに総務課でもっている実はその他のところには、私がもらった議会のやつには町民としか書いてありませんでした。ただ、この間一般質問のためにもらったものについては町民って書いて家族葬は除く、しかも介護施設入所のために住基異動している者を含むということで書いてますけれども、これは、この27年の3月で改正して、議会事務局でくれた書類がちょっと古いのか、それともそのあとにこういうかたちで加えられたのかということのその辺を1点お聞きしたいと思えますけれどもいかがですか。

議長

総務課長。

総務課長

高山議員の質問にお答えをいたしたいと思います。私ども総務課で使っている基準表につきましては、この介護施設入所のために住基異動しているものを含むということのこの基準表で行っております。それと家族葬は除くということに関しましては、家族葬についてはそれぞれの遺族の考え方でひっそりとしめやかに行われるということのお気持ちを配慮いたしまして、弔意舞金はお出しをしていない、それにつきましては、現実的にですね、私どものほうで運用として、変更して対応しているということであります。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

それでは今、お話ありましたけれども、基本的に過去のときの内容を見ると、町民にその他のところの町民すべての方にですね、これは家族葬を除くだとかってということいろいろ入ってますけれども、これが、この制度の中にというか、基準表の中に入ってきたのはいつからということか、わかれば教えていただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

家族葬の部分の変更につきましては私が26年の4月から総務課にきまして、そのあとであります。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

それではもう1点、家族葬を除くというのは、26年の4月以降だということ、最近だということになりますけれども、過去のこの町の弔意舞金等の基準表の中で、実はその他のところで一般町民の方に等しく例えばこういったかた

	ちでお見舞金、弔意金を払うということになったのはいつ頃からかっていうのはおわかりになりますか。
議長	総務課長。
総務課長	平成２３年の５月からの変更であるというふうに認識をいたしております。以上です。
議長	高山議員。
６番 高山議員	大変専門家に対して失礼ではございますけれども、この町の弔意見舞金等の基準表の中でもそうですけれども、弔意金と香典とというのの違いというのがなんかごっちゃに使われてるように思われるんですけれども、香典と弔意金の違いというのはどういうふうに理解されてるかまず教えていただければと思います。
議長	総務課長。
総務課長	お葬式等でお出しするお金につきましては、仏式でありますとお香典、神式でありますお玉串料というような、内容ありますので、香典という言葉を使わないで、弔意見舞金というふうなこの言葉を使わせていただいているとご理解いただきたいと思います。以上です。
議長	高山議員。
６番 高山議員	今の総務課長のお話ですけれども、香典というのはあれですよ、花輪や線香代に代わるもので、葬儀の際にお渡しするということになってますよね。弔意金というのは、亡くなった方を弔いながら、遺族を慰める気持ちで渡すものというふうに理解していますけれども、私の考え方というのは間違っていますか。
議長	総務課長。
総務課長	今、高山議員おっしゃったことについては間違っているということはないと思います。以上です。
議長	高山議員。
６番	それであれば町が出すものについては一応弔意金というかたちで出してるとい

高山議員	うことで、理解をすればいいということですので、それは葬儀の際に渡さなくてもですね、弔意金というのは亡くなった方に対して、先ほども言いましたように、死者を弔って遺族を慰める気持ちということで、本来であれば、お通夜や葬儀のときに出さなくても、実は後からでも出すというのが本来の考え方ということになるんですけれども、ましてや町長交際費においてその弔意見舞金の基準表があるんですけれども、これは最初つくったときに私はちょっとわかりませんけれども、町民すべての方々に対して町から弔意見舞金を出そうというのが趣旨ではなかったのかどうかというところはどのように整理されているところがございますか。
議長	総務課長。
総務課長	弔意見舞金の部分のご質問であります。先ほども申し上げました香典あるいは玉串料その他、名前はさまざま複数ありますけれども、基本的に一般的には仏式が多いですので、香典ということのなかでお葬式に参列する際に町長が交際費の科目において、支出をしていたものであります。実質的にはお香典ということのなかで対応をさせていただいております。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	先ほどは弔意見舞金ということで弔意金ということでお話を受けましたけれども、香典ということなんで、例えば町の理事者が葬儀に行くときに、手ぶらではなんていうことの考え方のなかでこの基準表に物事が載ってあるなんてことではないですよ。例えば、もう 1 回お聞きしたいんですけれども、なぜこの基準表にある弔意見舞金を家族葬だけに出さないのか。例えば同じ町民の方が亡くなられたことに対してやっぱり不公平な差別的な扱いでないかということなんですけれども、私は強くそう思うんですけれども、これは家族葬の方に、例えば亡くなったときに葬儀はしなかった。だけれども町から出そうと思ったけれども、先ほどの総務課長の話だったら、いやいや家族葬なのに出すのは失礼だというようなことは言ってるけれども、そういうことを持っていったとか、届けたとか、お参りに行ったとかっていうことが、仮にあって断られてこういうふうになったということなのかどうかも含めてですね、何かその同じ町民が亡くなったときに、そういうような、差別って言ったら言い方おかしいんですけれども、不公平な感じがすごくするということのなかで、私だけではないんですけれども、なかなか町民の方ってそれぞれが該当する、そういった葬儀に出くわすということとはなかなかないということでございますけれども、その辺の考え方というのはどうなんでしょうか。例えば、今言われてるように、家族葬だから迷惑だからということで、町が勝手に考えてこういう基準表の中で一般町民の方、家族葬を除くなんていう話になってるのかどうかということをもう

一度、その考え方についてお聞きしたいなと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。家族葬、議員ご案内のとおり同居の家族や近親者だけで行う小規模の葬儀で、葬儀形式の簡素化の観点や少子高齢化の進行、またはライフスタイルの変化に伴い近年増加する傾向にある、葬儀形態であるというふうには認識をしております。町といたしましては、個人や家族だけのひっそりとした葬儀を望んだり、あるいは身内だけで静かに最後見送りたいという希望であったり、あるいは遺族が高齢で儀礼的なことを簡素化したいなど、家族葬の場合さまざまな理由があると思われます。いずれにいたしましても、式場を借りて、新聞等に載せて、葬儀を行うのが通常のところ、あえて大事な家族の死亡の事実を周知することなく、家族または近親者に限定して、ひっそりと静かに葬儀を行おうとする遺族の思い、考え方を尊重して、町といたしましては弔電のみの対応にしていたものであります。高山議員ご指摘のとおり、家族葬でありましても、町民平等の考え方から今後につきましては、同じように、弔意見舞金を支出するように改めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長

高山議員。

6 番

高山議員

今の答弁はあれですか、今後家族葬に限っても亡くなられた方に対して弔意見舞金を出すということで理解したんですけれどもそのような受けとりでよろしいでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

高山議員おっしゃるとおりであります。以上です。

議長

高山議員。

6 番

高山議員

そういったかたちのなかで、本来やっぱり地域の方も含めて、不公平感があるねという、ものごとを知ってしまうと、やはりなぜ町は町長交際費で人を選んというようなことになるのか、例えばやり方っていうのはいろいろあると思うんですね。私は交際費に基本的には予算を措置するんじゃなくて、町民課なら町民課に予算を措置して、静かに、例えば葬儀をやるだとかそういった方に対してでも同じですけども、どうしても町民課の窓口に死亡届出しにくるんですから、そのときにですね、実はすべての方に渡しても、本来は、あなたは家族葬ですか葬儀やりますかなんて聞かなくたって、本当に町から死者に対

する弔いの気持ちのなかで、そういうかたちで出すのであれば、葬儀に出すことばかりがね、そういう内容ではないんで、今、総務課長言ったようにですね、ぜひその改善をしていただきたいなというふうに思っています。当時、この一般町民にも配ると言ったときに、実は私も町にいましたけれども、当時どこの町長かわからないですけれども、町民が亡くなったらすべての町民に対して、基本的には、自費で例えば香典をやっていますよってというようなときのちょっと意見がありました。でもうちはそれを町長交際費求めたということですから、それはそれで構いませんけれども、そういったなかで、**やっぱり先ほど総務課長がはっきり言ったように、葬儀に行くときに、手ぶらでは行きづらいなんていう、そんなことが町民に対してね、やはり公平感だとか、そういうことをやっぱりきちっと整理していかないと、交際費だから人選んでいいんだなんていうことではないんで、だから、きちっとその先ほど総務課言いましたですよ、葬儀行くときに、町理事者が手ぶらで行くのは行きづらいって言いましたですよ。（赤字部分公開時に削除）**ですからそういうことではなくて、今、改善する方法というのはたくさんあると思うので、基本的にはですね、やはりその辺のことも踏まえて、手渡すやり方だとかそういうことを踏まえて検討していただければ、どうかなというふうに私は思っています。

議長

副町長。

副町長

私のほうからお答えさせていただきます。今弔意金と香典の明確な違いというのがなかなか、表現しづらいところがあるのかなということ私のなかでも考えてございまして、こういう基準ができたということで、高山議員おっしゃるとおりですね、やはり、くまなく町民がお亡くなりになったときには一定の基準によって弔意金、見舞金を配るとというのが本来的な趣旨だろうというところが、私どもとしてもそういう認識でございまして。高山議員、3月の予算特別委員会の中でも予算質問でこの件についてご質問されたという記憶がございまして、それにつきましては、今年度いっぱいぜひ検討をさせていただきたいというところの答弁をご了解いただいているというところございまして、今質問にあったとおり、手ぶらで行くのがどうのこうのという話では、これは基本的にはないということをご認識いただきたいと思います。そして、くまなく、いわゆる家族葬であろうがなんであろうが、やはりお渡しするのが基本的なところなんだということで、国保会計でいえば葬祭費なんていう、そういう支出金もありますので、見舞金といえども、やはり葬儀を行うことによって、そういったかかる経費を一部補助するというような意味もこの見舞金には含まれているのかなということもございまして、その支出に関しても、交際費ではない方法も一つの方法として、ぜひ年度内には検討させていただければと、そのようなかたちで新年度、予算計上させていただければというふうに思っています。

議長	高山議員。
6 番 高山議員	今副町長の答弁ありましたけれども、やっぱりこうきちっと香典なら香典、香典だったら葬儀に持って行くということももちろんありますけれども、弔意見舞金でもいいんですけれども、やっぱりその辺、葬儀のために出すという考え方ではなくて、亡くなった方のために、町として弔意金を出すということの考え方のほうがいいのかなというふうには思いますので、ぜひその辺もですね、再度、実はちょっと勉強不足で3月の予算委員会のときに、実は質問して、はじめて後から議長に言われて、実は、ぼく正直知らなかったんですよ。等しく町民に出していたのかなっていう、そういう認識があったんで、まあ検討していただけるということではいいんですけれども、ただもう一つ、4月にもらった議員の例規集の中にはない家族葬以外の部分、介護施設入所のために住基異動しているものは、葬儀をやったら町民じゃないけれども、それは出すということなんですか、その辺だけちょっと。
議長	総務課長。
総務課長	はい、町内にいた方が介護施設入居のために住基異動してる場合、厳密には町民ということではないんですけれども、実質的に考えましてその分については、町民と同様に扱わせていただいているということでもあります。
議長	高山議員。
6 番 高山議員	いやだから、私さっきから言ってるように、このその他のところの町民の中で、家族葬は除く、例えば住基異動したものまで介護施設に入所するために住基異動したものは帰ってきてここで葬儀やったら町民ではないけれども、葬儀には弔意見舞金を払うというのはちょっとよくわからないんですけども。だから、ぼくは言ってるんですけども、葬儀に行くのに、町民でない方が何ぼその例えばいろんな住所地特例とかいろんなことは今介護にあります。そのために、よその町に行って住民票移さなきゃだめだよということがあっても、1回住民票移したら町民じゃなくなるのでこの辺の取り扱い、だから地元で葬儀をやったら、もと介護に入るために住基異動したんだから、理事者が行って弔意見舞金を出す。だから葬儀のために、行くためだけの規定でないのかっていうところちょっと考えているんですけど、その辺の考え方どうですか、町民でないものにもなぜ住基異動したものにまで、そういったかたちで弔意見舞金を払わなきゃならないのかどうか、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。
議長	副町長。

副町長

この基準表のかっこ書きの件でございますけれども、家族葬と、それから今ご質問にあったような表現になってございまして、これをたてる上で多分いろんなケースにおいて判断をしなければならないところがあったのかなというふうに推測してございまして、非常にあいまいな表現というようなところも指摘されても致し方ないところもあるのかなというふうに思っていますので、この辺もですね、きっちりやはり整理させていただいて、交際費で出すかどうかも含めて、再度、きっちりした見解を出すというようなことで、介護施設入所で、町内で葬儀をやる方は、弔意見舞金がやはりその家族のための一つの手助けといえますか、そういうことになるんじゃないかというようなことも含めて、町内でやる場合はというようなことが、まああったのではないかというようなことも推測されますので、ぜひその辺も含めて再度きっちり検討させていただければというふうに思っております。以上です。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

この辺、いろんなケースが正直あると思うんですよ。例えば施設入るために住基を異動したというケースもあるだろうし、学生なんかでも、住民票を置いたままでよそへ行っている方、そういった方で亡くなったときにもしかしたら、平取ではやらないで、札幌のなんだか斎場でやるとかっていうこともあり得る。だから、せめてやっぱり町民ということであれば、最低限あまり実態がないんでないかという人もいるかもしれないけども、住基に基づいて対応するということがやっぱり、一番ということになりますので、そのようにやっぱり、今後ですね、やっぱりちょっと、取り扱いが曖昧だということがあって、不公平感もあるかなというところも私は思いますけれども、その辺もですね、本当は対応していただければ大変ありがたいかなというふうに思っています。だから、今お話ししましたように、町長交際費で本当は一般町民にもってというのは、その辺というのはちょっと無理があるかなって、本当は時間があれば町長交際費の趣旨ってなんだっていろいろ聞きたいんですけども、ちょっと時間がないんでそれはあれですけども、町長交際費というのはですね、町長が町政の円滑な執行を図るために、町長が町を代表して外部の個人、団体との交際のために支出する。だから町民に弔意見舞金やったらだめだということはもちろんないんですけども、基本的には、死亡届が来たときに出すだとか何とかっていうところで検討していただければいいかなというふうに思っていますので、ただ私の知ってる範囲で申し上げれば、告別式あるいは通夜に参列した場合にだけ制限をつけるなんということとは、本来はあり得ない話なので、しかも、町民をやっぱりちょっと、取り扱いがちょっと不公平感あるかなというところがありますので、交際費の支出も含めてですね、等しく町長交際費の中で町から町に功劳があった一般町民の方にも、実はそれぞれ支出をするようなかたち、支出の仕方についても、改善するような検討をお願いして、私の質問を終了さ

せていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから最後に答弁させていただきたいと思いますが、町民がお悔やみした場合についてはですね、公職している、いないにかかわらず、町民に対する弔意を表す意味におきまして、弔意見舞金を出すようにしてございます。交際費の支出内容の妥当性については、これは裁判例から香典については適法と判断されておりますけれども、本年度中にどのような予算計上が、望ましいのか、検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了しましたので、日程第5、一般質問を終了します。休憩します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

議長

再開します。

議案に入る前に先ほどの一般質問におきまして高山議員の質問の中で不穏当な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上措置したいと思っております。そのことだけ発言しておきます。それでは、議案第1号に入ります。日程第6、議案第1号公平委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号公平委員の選任についてご説明を申し上げたいと思います。平取町公平委員会委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。新たに同意を求める方は、住所、沙流郡平取町字幌毛志93番地4、氏名、鈴木透氏でございます。生年月日は昭和35年1月25日、56歳でございます。この公平委員は、地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法により定められました職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講ずる職務としてございまして、3名の選任を義務付けられてございます。この度、その1人であります佐々木孝氏については、一身上の都合によりまして、本職を辞職したい旨申し出がございましたので後任として同意を求めるものでございます。次のページをご覧くださいと思います。経歴概要であります。学歴は昭和52年3月31日に北海道静内高校農業科を卒業してございます。職業は農業を営んでおります。公職歴は、平成20年の11月1日から平成24年10月31日まで、平取町総合計画審議会委員として務められ、また平成22年4月1日から現在まで平取町立振内小学

校学校評議員として務められております。人格、識見も高く、適任者でございますので、選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどお願いを申し上げます。なお、任期につきましては、前任者の残任期間の平成28年9月30日までとなっておりますので、申し添えてご審議をお願いしたいと思います。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、鈴木透氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第1号公平委員の選任については同意することに決定しました。

日程第7、議案第2号事業契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは議案第2号事業契約の締結について提案の理由をご説明申し上げますので3ページをお開き願います。本案は本年度28年度から開始する、平取町生活支援ハウス、振内地区の整備事業計画について民間の資金と経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設の整備や維持管理、運営を行うための公共事業の手法であるPFI事業を実施するものでございます。事業契約を締結するために、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定に基づいて、議会の議決を得ようとするものでございます。議案内容でございますが、まず事業名ですが、平取町生活支援ハウス（振内地区）整備事業であります。事業場所については、振内町31番地17であります。契約方法ですが、公募型のプロポーザル方式でやっております。これは事業者の創意工夫を生かした契約ということになります。事業提案の応募期間中、1業者から応募がきました。それで6月8日、事業者選考委員会を開催し、総合評価を行い、決定したものでございます。契約内容ですが、木造平屋建1棟9戸、設計監理、備品等の整備を含みます。契約金でございますが、8千万円であります。これは施設整備に係る対価ということになります。維持管理・運営業務に対する対価は、10年間で8880万円で、価格提案書全体では1億6880万円ということになります。ただ、維持管理・運営業務につきましては、利用料金が決まり次第、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条の規定による指定後、第8条の協定を取り交わすものでございます。契約相手方ですが、沙流郡日高町富川南4丁目2番49号、株式会社富川グロリアホーム、代表取締役谷井和恵氏であります。現在、グループホームこころのホームふれないを経営している状況でございます。契約期間ですが、契

約締結日から平成３９年３月３１日まででございます。これにつきましては、本年度１年間で、施設を建設いたしまして、その後１０年間、維持管理・運営業務をするわけでございます。以上で終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第７、議案第２号事業契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第８、議案第３号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは４ページの議案第３号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては、６月１５日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名は、その他林道オユンベ線改良工事、工事場所は沙流郡平取町字二風谷地内でございます。工事概要は、施工延長１２５メートル、切土工一式、法面保護工一式、路盤工一式、排水工一式であります。請負金額は５７２４万円。請負契約者につきましては、沙流郡平取町本町９２番地３、株式会社平村建設代表取締役平村徹郎氏でございます。なお、工期につきましては、平成２８年１２月２６日であります。本工事における入札参加者は、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の４者でございます。なお、落札率については９６．６％であります。以上、工事請負契約の締結についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第８、議案第３号工事請負契約の締結については

原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号平成28年度平取町一般会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第4号平成28年度平取町一般会計補正予算第2号につきまして、ご説明申し上げますので、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ1209万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ57億9456万8千円にしようとするものであります。第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、議案書の10ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、2款1項1目一般管理費13節委託料、社会保障・税番号制度システム整備委託料254万7千円を追加しようとするものであります。これは、いわゆるマイナンバー制度に関して、介護・福祉・健康管理・国民健康保険など、厚生労働省部門の社会保障関連業務に関する電算システム改修費及び運用テストについての予算で、経費のうち3分の2が国から補助されるものであります。次に、下段をご覧ください。科目は、4款3項1目排水処理費13節委託料、貫気別地区生活雑排水管移設工事調査設計委託料で、金額は、当初予算のうち、排水管路システム等更新業務委託料と排水管网図維持管理業務委託料にかかわる入札結果により、それぞれ57万2千円及び41万円の不用額が生じたことから、これらを減額したうえで、差引き331万8千円を追加しようとするものであります。これは、道道平取静内線の貫気別・関本理髪店前から農協貫気別支所前の間、160メートルの道路改良工事が平成28年度中に実施されることとなったことから、工事の支障となる町の雑排水管を移設するために必要な調査設計業務委託に要する経費を補正しようとするものであります。次に、11ページ上段をご覧ください。科目は、5款1項4目畜産業費11節需用費、修繕料92万9千円の追加であります。これは、芽生町営牧野内にある昭和42年に建築された旧牧夫監視舎の老朽化が激しく、柱及び壁の腐食により、建物倒壊の危険が生じたことから、緊急に解体を行うために要する経費の補正であります。続いて、下段、8款1項2目災害対策費8節報償費15万円、11節需用費15万円、2目合計で30万円の追加であります。これは町民の防災意識の向上を図る目的で、災害図上訓練を内容とする地域づくりセミナーを開催するために必要な経費を追加するための補正であります。公益財団法人北海道市町村振興協会からの助成金を財源とするものであります。続いて、12ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、9款2項1目 学校管理費15節工事請負費500万円の追加であります。本年4月に実施した貫気別小学校の給油地下タンクの検査において、配管の腐食及び点検柵の破損があり、消防から指摘を受けたことから、これを地上タンク

に移行するための工事に要する経費を補正するものであります。歳出は、以上です。一方、歳入につきましては、８ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、１４款２項１目総務費国庫補助金３節総務管理費補助金１６９万７千円の追加であります。これは、歳出の１０ページ上段でご説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備委託料の３分の２に相当する金額で、国からの補助金であります。次に、８ページ下段であります、科目は、１９款１項１目繰越金１節繰越金で、金額は１００９万７千円の追加であります。今回の補正に関して対象となる補助金・交付金などの特定財源をあてたうえで、なお不足する財源を前年度繰越金から求めるようにするものであります。次に、９ページ上段であります、科目は、２０款５項１目雑入２節雑入３０万円の追加であります。これは、歳出１１ページ下段でご説明いたしました地域づくりセミナー開催に関する経費の全額にあたるもので、公益財団法人北海道市町村振興協会からの助成金であります。以上、平成２８年度平取町一般会計補正予算第２号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第９、議案第４号平成２８年度平取町一般会計補正予算第２号は原案のとおり可決しました。

日程第１０、報告第１号繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第１号繰越明許費繰越計算書、一般会計分についてご報告いたしますので、議案書の１３ページをご覧くださいと思います。地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告するものであります。１４ページをご覧ください。平成２７年度予算の一部を２８年度に繰越した予算の内訳は、次のとおりであります。２款総務費１項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業９６４万１千円、３款民生費１項社会福祉費、鶴川・沙流川流域広域交流圏域形成ＤＭＯ構築連携事業７１８９万円、９款教育費３項中学校費、振内中学校耐震補強事業１億８７３４万６千円、合計で２億６８８７万７千円で、財源内訳は合計であります、国・道支出金が１億６９１５万８千円、地方債が９８８０万円、町の一般財源は９１万９千円であります。これらは、地方自治法第２１３条第１項、予算成立後の事由に基づき、

年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、翌年度に繰り越して使用することができる。との規定に基づき、この事業予算を28年度に繰り越したものであります。以上、繰越明許費繰越計算書について、報告させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第10、報告第1号繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告を終わります。

日程第11、請願第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善を求める請願について、

日程第12、請願第3号地方財政の充実・強化を求める請願について、

日程第13、請願第4号平成28年度北海道最低賃金改正等に関する請願について、

日程第14、請願第5号道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める請願について、

以上4件を一括して議題とします。この4件の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会において協議をされておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番
四戸議員

8番四戸です。提出されました請願4件につきましては、6月21日に開催しました議会運営委員会で協業をしました結果、その内容からして、総務文教、産業厚生常任委員会に付託して審査することで意見の一致をみています。請願第2号、請願第3号、請願第5号の3件につきましては、総務文教常任委員会へ付託、請願第4号については産業厚生常任委員会へ付託としておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第2号、請願第3号、請願第5号については総務文教常任委員会に付託、請願第4号については産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、請願第2号、3号、5号については総務文教常任委員会、請願第4号については、産業厚生常任委員会にそれぞれ付託し審査することに決定しました。

日程第15、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、関係議員を公務出張派遣することにご異議あり

ませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、日程第 15、承認第 1 号については別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。

お諮りします。承認第 2 号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、承認第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、承認第 2 号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において、所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案 4 件で原案可決 3 件、同意 1 件。報告 1 件で、報告 1 件。請願 4 件で委員会付託 4 件。承認 2 件で決定 2 件。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。従って、会議規則第 6 条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成 28 年第 5 回平取町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでございました。

（閉 会 午後 1 時 28 分）